

標準処理期間の未設定理由

番号 1

処 分 名	船難報告書の認証
根 拠 法 令 名	水難救護法(明治32年法律第95条)
条 項	第10条第2項
所 管 課	空港港湾課

【標準処理期間を未設定とした理由】

過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、標準処理期間を設定する実益がない。